

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法											ウェブサイトURL
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他			
該当団体数				26	9	4	1	20	20	22	1	3	3	9	
宮城県	宮崎市	学校教育課	0985-21-1833	○	○		○	○	○			○		http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/education/allowance/7571.html	
宮城県	都城市	教育委員会 学校教育課	0986-23-2161	○			○	○	○					http://cms.city.miyakonojo.miyazaki.jp/display.php?cont=120906140552	
宮城県	延岡市	学校教育課	0982-22-7031				○	○	○			○			
宮城県	日南市	日南市教育委員会 学校教育課	0987-31-1144	○			○	○						http://www.city.nichinan.lg.jp/	
宮城県	小林市	学校教育課	0984-23-0424	○	○		○	○			○	○		www.city.kobayashi.lg.jp	
宮城県	日向市	教育委員会 学校教育課	(0982)52-2111	○			○	○	○					http://www.city.hyuga.miyazaki.jp/display.php?cont=140317133219	
宮城県	串間市	教育委員会 学校政策課	0987-72-1111				○	○	○						
宮城県	西郷市	教育委員会教育政策課	0983-43-3438				○	○							
宮城県	えびの市	学校教育課	(0984)35-1111	○					○					http://www.city.ebino.lg.jp/display.php?cont=140917095320	
宮城県	三股町	教育課 学校教育係	0986-52-9314	○	○		○	○	○					http://www.town.mimata.lg.jp	
宮城県	高原町	教育総務課 学校教育係	0984-42-1484		○		○	○	○						
宮城県	国富町	教育総務課	0985-75-9401	○			○		○					http://www.town.kunitomi.miyazaki.jp	
宮城県	鏡町	教育委員会教育総務課	0985-77-1183				○	○	○						
宮城県	高鍋町	教育総務課	0983-23-0315				○	○	○						
宮城県	新富町	教育総務課	0983-33-6079						○						
宮城県	西米良村	教育委員会 教育総務課	0983-36-1111						○			○			
宮城県	木城町	教育課	0983-32-2369			○			○						
宮城県	川南町	教育課	0983-27-8019				○	○	○						
宮城県	都農町	教育総務課	0983-25-5723				○	○	○						
宮城県	門川町	教育総務課	0982-63-1140	○			○	○	○					http://www.town.kadogawa.lg.jp/modules/content014/index.php?id=2	

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法												
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就業案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を書面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL			
宮城県	譜塚村	教育課	0982-65-0072							○					○	
宮城県	椎葉村	教育委員会学校教育グループ	0982-67-2850				○	○	○							
宮城県	美郷町	教育委員会 教育課	0982-66-3608				○		○							
宮城県	高千穂町	教育委員会	0982-73-1205					○	○							
宮城県	日之影町	教育課	0982-67-3907				○	○	○					○		
宮城県	五ヶ瀬町	五ヶ瀬町教育委員会	0982-82-1710				○	○	○							

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他の場合の内容)	平成25年度要保護・準要保護就学援助率			
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			基準額		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学習用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他				課税所得等の分類	基準額の時期	目安額
	該当団体数	21	20	18	20	20	21	15	16	19	19	19	16	20	12	14	1	0	0	5						
宮城県	宮崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.14	課税所得	当該年度	286	20%未満	
宮城県	都城市														○						1	課税所得	前年度	244	15%未満	
宮城県	雫岡市														○						1	課税所得	前年度	240	15%未満	
宮城県	日鷹市														○						1.1	課税所得	前年度	240	20%未満	
宮城県	小林市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	給与収入(税引き前)	前年度	266	20%未満	
宮城県	日向市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	前々年度	308	20%未満	
宮城県	串間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			給与収入(税引き前)	前年度	240	多子世帯で生活状態が著しいと認められるもの	25%未満
宮城県	西郷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.1	給与収入(税引き前)	前年度	240	前年度3ヶ月の収入資料	10%未満
宮城県	えびの市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	その他	当該年度	218	15%未満	
宮城県	三股町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1	課税所得	前年度	231	その他生活保護法第8項第2項に規定する要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認めるもの	15%未満
宮城県	高原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1	課税所得	前年度	231	20%未満	
宮城県	国富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										15%未満	
宮城県	綾町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										15%未満	
宮城県	高鍋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.1	給与収入(税引き前)	前年度	230	10%未満	
宮城県	新富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.14	課税所得	その他	251	10%未満	
宮城県	西米良村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										10%未満	
宮城県	木城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										10%未満	
宮城県	川鷹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										10%未満	
宮城県	都農町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1	給与収入(税引き前)	前年度	223	生活保護の基準に一定の係数1.0倍をかけたものをもとに判定するが、超えた場合でも、世帯の状況を総合的に判断して認定する。	10%未満
宮城県	門川町														○						1.2	給与収入(税引き前)	前年度	287	15%未満	

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																				ソ又はタの基準（生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの）を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ（その他）の場合の内容	平成25年度 準要保護・準要保護就学援助率												
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準額																
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等または通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期	目安額														
宮崎県	諸塚村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																								5%未満
宮崎県	椎葉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																								5%未満	
宮崎県	美郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○											1.2	課税所得	前々年度	216						15%未満		
宮崎県	高千穂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							15%未満		
宮崎県	日之影町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							15%未満		
宮崎県	五ヶ瀬町									○		○											○													10%未満		

特別医療教育就学援助費補助金で用いる個人給及び児童給の算定方法を利用している、および課税所得は16歳未満、その他の世帯については16歳未満とする。

①都道府県	②市町村名	3.平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																			
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)				
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援
	該当団体数	1	0	4	0	9	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	宮崎市	○					○				○										
宮城県	都城市					○															
宮城県	藤岡市					○															
宮城県	日置市					○															
宮城県	小林市					○															
宮城県	日向市			○																	
宮城県	串間市																				
宮城県	西都市					○															
宮城県	えびの市					○															
宮城県	三股町			○																	
宮城県	高原町			○																	
宮城県	国富町																				
宮城県	綾町																				
宮城県	高鍋町			○																	
宮城県	新富町					○															
宮城県	西米良村																				
宮城県	木城町																				
宮城県	川南町																				
宮城県	都農町					○															
宮城県	門川町					○															

①都道府県	②市町村名	3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																		
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																		
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)						問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困難している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)					
維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別のは、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他
宮崎県	諸塚村																			
宮崎県	椎葉村																			
宮崎県	美郷町																			
宮崎県	高千穂町																			
宮崎県	日之影町																			
宮崎県	五ヶ瀬町																			

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																				問C 補足事項等		
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2					問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援		ケ. その他	
	該当団体数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
宮城県	宮崎市																							
宮城県	郡城市																							基準額の特異を要す
宮城県	延岡市																							基準額の特異を要す
宮城県	日南市																							基準額の特異を要す
宮城県	小林市																							本市の就学援助制度に係る取組では、収入に関する認定要件として保護費または料金をその年度の収入に算入し、生活保護基準額の超過率(1)は認定率(2)が認められる基準額の1.2倍以下である旨を定めておりますが、平成25年8月1日認定による生活保護基準額低下の影響が出ないよう、認定率の基準に基づき認定率を調整しております。
宮城県	日向市																							
宮城県	垂井市																							
宮城県	西都市																							基準額の特異を要す
宮城県	えびの市																							児童世帯の世帯の収入額と生活保護法による世帯の基準額との差が10万円以内又は、その世帯の収入が基準額を超えた世帯が生活保護基準額の1.2倍以内とする事と定めています。(その他、世帯の収入に算入しない児童世帯の世帯収入額を認定してはならない旨を定めること。)
宮城県	三股町																							
宮城県	高原町																							
宮城県	国富町																							
宮城県	綾町																							
宮城県	高鍋町																							
宮城県	新富町																							基準額については平成25年8月前のものを根拠としている。基準額については8月前のものを使用している。また長敷14を超える世帯でも、その世帯の現状を鑑み判定を行っている。
宮城県	西米良村																							
宮城県	木城町																							
宮城県	川南町																							
宮城県	都農町																							25年8月以前の基準を用いるが、基準のみに依らず、学校や教育委員会が当該世帯の家計等の状況を個別に判断し認定する
宮城県	門川町																							基準については平成25年8月以前の基準を使用している。

